

確定申告はお早めに！

| | 申告期限及び納期限 | 振替日 (振替納税をご利用の方) |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 申告所得税及び 復興特別所得税 | 平成27年 3月16日(月) | 平成27年 4月20日(月) |
| 消費税及び地方消費税 (個人事業者) | 平成27年 3月31日(火) | 平成27年 4月23日(木) |
| 贈与税 | 平成27年 3月16日(月) | 振替納税はありません |

※申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成27年6月1日(月)です。
 ※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

振替納税をご利用でない方へ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、金融機関又は税務署の納付窓口で納期限までに納付してください。

また、便利で安全な振替納税をご希望の方は、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。

振替納税をご利用の方へ

- ◆ 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。
 ※ 残高不足等で振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。
- ◆ 申告所得税及び復興特別所得税に係る振替納税のお知らせについては、原則として、初めて振替納税を利用される方及び前回口座振替ができなかった方のみに送付します。
 なお、上記以外の方については、原則として、振替納税のお知らせは送付しませんのでご注意ください。

また、消費税及び地方消費税に係る振替納税のお知らせは、きについては、振替納税を利用される方全員に送付します。

※ e-Taxにより申告された方は、上記によらず、振替納税をご利用の方全員に、御本人のメッセージボックスにお知らせを格納(送信)します。



第189号
平成27年2月発行

発行所
公益 伏見納税協会
社団法人 伏見納貯組合連合会
 京都市伏見区深草墨染町44-14
 電話 075 (641) 0998番
 編集発行人
 専務理事 高島 康朗

伏見税務署への車での来署は
 ご遠慮ください！

申告書は国税庁ホームページで作成できます!

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

【作成した申告書等の提出方法は2通りあります】

確定申告

検索

住民基本台帳カード
(電子証明書つき)のない方



プリンタで印刷して
郵送等で提出

住民基本台帳カード
(電子証明書つき)のある方
別途ICカードリーダーライターが必要です。
[住民基本台帳カード]



インターネットで送信
インターネット
e-Tax

～ 所得税及び復興特別所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット ～

- 自宅からネットで申告
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。
- 添付書類の提出省略
確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- 還付がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています(自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。)
- 24時間いつでも利用可能
所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間提出(送信)できます(ただし、毎週月曜日の午前0時～午前8時30分まではメンテナンスのためご利用になれません。)

納税協会では、次の日程で税理士さんによるe-Tax(電子申告)の申告手続きを行っています。

- 開催日 **2月2日(月)～6日(金)**
- 時間 **午前10時00分～午後3時00分**
- 場所 **伏見納税協会 2階**

各分科会ごとに割り振り事前に案内しておりますが、都合の悪い方は、記載期間のいつでも結構です。e-Tax以外も結構です。お気軽にどうぞ。

- 協会の行事予定(平成27年)**
- 3月24日 理事会
 - 4月9日 確定申告反省会 16時
 - 4月17日 京都プロック福祉制度委員会 17時
 - 4月22日 理事会(決算関係) 16時
 - 5月27日 定時総会
 - 7月17日 意見交換会
 - 7月21日 副会長 部会長会議 16時30分
 - 7月21日 夏季意見交換会 17時

新規入会者のご紹介(敬称略)
平成二十六年十一月以降分

法人会員
(有)京都新聞販売所 新聞販売

個人会員
加賀谷 安佐子 税理士
中川 嘉造 造園業
小川 トモ子 カット専門理容
弘田 恭一 農業不動産貸付



「パデシオン京都五条」|| モデルルーム公開中!! ||

■お問い合わせは「パデシオン京都五条」マンションギャラリー

0120-240-623 都心へ3分

営業時間/AM10:00～PM8:00(水曜定休)
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

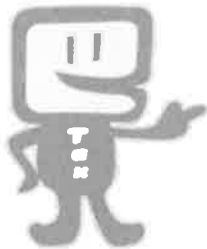
■建築概要 ●名称/パデシオン京都五条 ●所在地/京都市右京区西院月見町94番地 ●交通/阪急京都線「西京極」駅徒歩10分、阪急京都線「西院」駅徒歩14分 ●私道負担/なし ●地域・地区/工業地域、準防火地域、20M第5種高度地区、町並み型建造物修景地区、遠景デザイン保全区域、埋蔵文化財地区(平安京跡、西京極遺跡) ●地目/宅地 ●建ぺい率/70% ●容積率/200% ●総戸数/72戸 ●敷地面積/2,743.42㎡ ●建築面積/1,180.32㎡ ●建築延床面積/6,087.42㎡ ●分譲後の権利形態/敷地は専有面積割合による共有・建物は区分所有 ●構造・規模/鉄筋コンクリート造地上7階建て ●建築確認番号/第1125確認建築IP.EC00727号(平成25年10月11日) ●駐車場台数/76台[平面式22台、機械式50台、来客用機械式2台、米客用福祉対応平面式2台](月額使用料:2,000円～12,000円) ●バイク置場/8台(月額使用料:1,500円) ●ミニバイク置場/16台(月額使用料:1,000円) ●自転車置場/144台(月額使用料:100円) ●管理形態/区分所有者全員による管理組合を結成し、管理会社に委託していただきます。 ●管理会社/陸海建設株式会社 ●建物竣工予定/平成26年11月 ●入居予定/平成26年12月 ●手付金等保証機関/京都市中央信用金庫 ●専業主(売主)/陸海建設株式会社 [京免⑧]第7503号-京宅協会会員-速設業知事免(特-22)第23960号-(公社)近畿地区不動産公正取引協議会加盟 ●設計・監理/株式会社東洋設計事務所 ●施工/陸海建設株式会社 ●販売先 ●販売戸数/72戸 ●住居専有面積/68.16㎡(6F)～84.18㎡(7F) ●バルコニー面積/3.60㎡(1F)～29.54㎡(6F) ●テラス面積/12.73㎡(2F)～29.54㎡(1F) ●カーポート面積/4.05㎡(6F)～7.23㎡(7F) ●窓/外壁部地面積/0.60㎡(6F)～2.22㎡(5F) ●専用底面積/約7㎡(1F)～約20㎡(1F)(月額使用料:280円～400円) ●車庫取付/2LDK+3LDK ●売価価格(税込)/2,694.2万円～4,106.9万円 ●最多売価価格(税込)/3,000万円台(13F) ●管理費(月額)/11,100円～13,700円 ●管理準備金(一括)/10,000円 ●修繕積立金(月額)/4,450円～5,500円 ●修繕積立一時金(一括)/306,700円～378,800円 ●広告有効期限/平成26年2月末日 ●先着順申込みの売約済住戸がございます。予めご了承ください。 ※掲載の完成予想図につきましては図面を基に描いたものであり、施工上の都合・行政諸官庁の指導により、外観・仕様・色・植栽等に多少の変更が生じます。予めご了承ください。 ※所要時間は時間帯により異なります。 ※乗換え・待ち時間は含まれません。 ※徒歩分数は80mを1分とした概測時間です。

阪急京都線「西院」駅より
鳥丸駅へ3分、イオンへ徒歩4分。
都心に寄り添う暮らし。暮らさじや。

100%

《所得税及び復興特別所得税の申告をされる方へ》

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！



平成26年分の確定申告書A (FAD110)

住所: ○○市△△町×-××-×

氏名: 国税 太郎

| | |
|--------------------------|--------|
| 所得引当金 (34) | 22,100 |
| 復興特別所得税額 (35) | 464 |
| 所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35) | 22,564 |

第一表 (平成二十六年分以降用)

| | |
|---------------|-----------|
| 課税される所得金額 (2) | 44,200.00 |
| 上の2に対する税額 (3) | 2,210.00 |
| 配当控除 (4) | |
| の控除額 (5) | 2,210.00 |
| 復興特別所得税額 (6) | 464 |
| 計 (7) | 2,256.40 |

《消費税課税事業者の皆さまへ》

計算方法にご注意ください！

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に引き上げられました。
 そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たっては…

帳簿等において、課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

相続税及び贈与税について改正されました！

【主な改正事項】

- ① 相続税の基礎控除額が、5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数) から3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数) に縮小されました。
- ② 相続税の小規模宅地等の特例のうち居住用の宅地等についての適用要件や限度面積等が変わりました。
- ③ 相続税及び贈与税の税率構造が変わりました。
- ④ 贈与税の相続時精算課税制度について、適用対象者の範囲が拡大されたほか、贈与者の年齢要件が緩和されました。



※ 適用開始時期など詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。

平成26年度 税についての作文表彰式



中学生・高校生の「税に関する作文」について、平成26年12月16日、伏見税務署において、優秀な作文を提出した生徒の皆さんの表彰式が行われました。

酒は黄桜

決算・申告相談日程

下記の日程において、各分科会担当の税理士さんが、ご相談に応じております。
 会員さんには、事前にご案内しておりますが、詳しい事は事務局(電話641-0998)まで、お問合せ下さい。

| 月日 | 分科会 | 納税協会・会議室 | 月日 | 分科会 | 月日 | 分科会 |
|------|-------------------------|----------|-------|------|------------------------|-----|
| 2月2日 | 酒販・写真・麺類・浴場・豆腐・建築・美容・米穀 | 納税協会・会議室 | 2月7日 | 納所・淀 | 2月19・23日 | たばこ |
| 2月3日 | 稲荷繁栄会・稲荷山・稲荷・砂川・納屋町・大手筋 | | 2月5日 | 醍 醐 | 2月13日 | 住 吉 |
| 2月4日 | 藤ノ森・竹田・食肉・水産物商・下烏羽・羽束師 | | 2月13日 | 向 島 | 1月13日 2月16日 3月2日 | 理 容 |
| 2月5日 | 板橋・風呂屋町・油掛・南浜・丹波橋・丹波橋繁栄 | | 2月19日 | 桃 山 | | |
| 2月6日 | 久我・横大路・深草・深草商店街 | | | | | |

府税だより

個人事業税

◆個人事業税が課税される方

- 第一種事業……物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業など37業種
- 第二種事業……畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- 第三種事業……医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業など30業種

◆税額の計算方法

$$\left(\text{前年所得金額} - \text{事業主控除} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

- 所得金額の計算は、原則として所得税の事業所得及び不動産所得の計算に基づき総収入金額から必要経費を控除して行います。ただし、青色申告をされている方は、青色申告控除前の金額となります。
- 事業主控除は年間290万円です。(年の中途で開・廃業された場合は月割額)
- 税率
 - ・第一種事業……5%
 - ・第二種事業……4%
 - ・第三種事業……5% (あん摩等・装蹄師の各業種は3%)

◆納める時期と方法

- 納期限は、第1期分が平成27年8月31日(月)、第2期分が11月30日(月)です。
 ただし、年の中途で事業を廃止されたり、税務署に修正申告をされた場合などは、随時に課税されます。
 また、税額が1万円以下の場合は第1期分のみとなります。
- お送りする納税通知書(納付書)により最寄りの金融機関、コンビニ又は近畿二府四県の郵便局若しくは府税事務所で納付してください。(納付には便利で確実な口座振替のご利用を)

◆詳しくは、京都南府税事務所 個人事業税課へ(電話：075-692-1391)

自動車税

◆自動車税が課税される方

毎年4月1日現在の自動車の登録名義人に対して課税される税金です。

今年は、平成27年6月1日(月)が納期限となっています。

転売や下取りに出された場合は、近畿運輸局京都運輸支局で名義変更や廃車など所定の手続きを3月までに終えてください。

業者に依頼された場合は、その確認をしてください。

◆住所を変えられたときは

自動車検査証の住所の変更手続きを、近畿運輸局京都運輸支局で行ってください。
 また、同時に住所変更に係る申告書を京都府自動車税管理事務所へ提出してください。

◆車検を受けられるときは

自動車税(延滞金を含む。)に滞納がないことの納税証明書が必要です。

納税されたときに領収書とともに交付される「納税証明書」は、自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

◆詳しくは、京都南府税事務所 管理課へ(電話：075-692-1321)

～個人事業税・自動車税の納付は便利な口座振替で～

銀行、信用金庫など府内金融機関の窓口で備付の「京都府税口座振替納付申込依頼書」に住所・氏名・口座番号など必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、お取り引きのある金融機関に提出してください。

◆詳しくは、京都南府税事務所 管理課へ(電話：075-692-1321)

地区相談会場のご案内

申告はe-ITaxです!!

| | 平成27年2月 | | | | |
|-----------------------------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 16(月) | 17(火) | 18(水) | 19(木) | 20(金) |
| 伏見区役所醍醐支所3階会議室 醍醐大構町28 | ● | ● | | | |
| 淀連合自治会淀会館2階ホール 淀池上町131-1 | | | | ● | ● |

開設時間
各会場とも、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時までです。
※ 正午から午後1時までは、相談は行っておりません。
※ 相談の受付時間は午後3時までですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。

- 確定申告書、収支内訳書又は決算書は、ご自分で記入してください。
書き方や計算方法については、近畿税理士会伏見支部から派遣された税理士が無料でご相談に応じます。
- お越しの際には、印鑑及び筆記用具のほか、帳簿などもご持参ください。
- 資産（土地・建物・株式等）の譲渡、贈与税、相続税の相談は行っておりません。
- 各相談会場へお越しになる際には、電車・バス等をご利用ください。

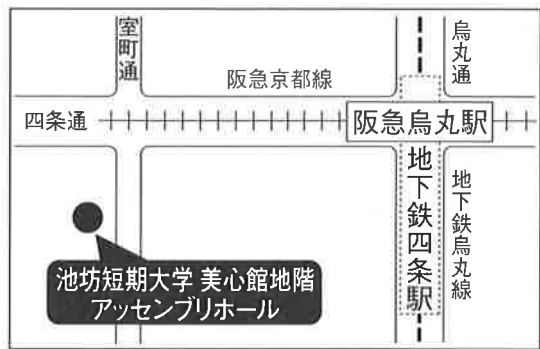
広域申告センターのご案内

平成27年2月22日・3月1日の日曜日に限り、広域申告センターで確定申告の相談を行っています。

この2日間は、混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。
なお、会場の都合により、なるべく午後4時頃までにお越しください。

- 会場 **四条烏丸会場**
池坊短期大学 美心館地階
アッセンブリホール
京都市営地下鉄「四条駅」または、
阪急「烏丸駅」26番出口から出てください
- 開設時間 **午前9時から午後5時まで**

当会場には駐車場がありませんので、
公共交通機関をご利用ください。





Business Guard AIU保険
Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に納税協会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARs(スタース)**
- 火災と地震災害に備える **プロバスターガード+地震対策プラン**
- 個人情報漏洩対策対策 **個人情報漏洩対策対応プラン**

AIU保険会社
URL: <http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先
〒604-8381 京都市中区長久保東三丁目4番 大田生命京都ビル7F
TEL: 075-223-1531 FAX: 075-231-5043
(受付時間: 平日9時から午後5時までは、月・祝日・年末年始を除く)

この広域は税務の概要でご説明したものです。「地産お茶プラン」につきましては、一部お引越でもい地域がございます。ご不明、ご不明の点につきましてはお問い合わせください。

文具事務用品

塚本光文堂

京都伏見大手筋
TEL・FAX 611-5439